

	<p>③条例制定・改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー法との整合を図るための堺市個人情報保護条例の改正(平成27年5月議会提案予定) ・個人番号を利用する庁内情報連携に関する条例の制定 他 (平成27年8月議会提案予定) <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及び個人番号カードの市独自利用の検討(利用する場合、利用に係る条例の制定が必要)
効果の想定	社会保障や税の給付と負担の公平化、行政の効率化等により市民にとって利便性の高い社会の実現
関係局との 政策連携	市長公室、総務局、財政局、市民人権局、健康福祉局、子ども青少年局他

社会保障・税番号（マイナンバー）制度関係事務一覧 31課・64事務

事務所管部署			事務名称	
局	部	課		
危機管理室			被災者台帳作成に関する事務	
			救助又は扶助金の支給に関する事務	
			被災者生活再建支援金の支給に関する事務	
総務局	人事部	労務課	地方公務員災害補償事務	
	行政部	総務サービス課	職員給与に係る所得税・地方税の納付事務	
			源泉徴収された所得税の納付事務	
			職員の児童手当等の認定事務	
			職員に係る共済、厚生年金、協会けんぽ、雇用保険関係事務	
財政局	税務部	税政課・市民税管理課 資産税管理課・収税課	地方税事務	
市民人権局	市民生活部	戸籍住民課	住民基本台帳事務	
健康福祉局	生活福祉部	健康福祉総務課	戦没者等の遺族および戦傷病者等の妻に対する特別給付金・特別弔慰金の給付事務	
		生活援護管理課	生活保護事務	
			中国残留邦人等支援給付事務	
			生活困窮者自立支援事務	
	保険年金管理課	国民健康保健に関する医療の給付及び保険料の徴収事務		
		国民年金事務		
	長寿社会部	保健徴収医療課	後期高齢者医療制度事務	
		介護保険課	介護保険事務	
	障害福祉部	高齢施策推進課	障害者支援課	老人福祉法に規定する措置事務
			自立支援医療（更生医療）事務	
		障害者支援課	地域生活支援事業に係るサービスの支給に関する事務	
			特別児童扶養手当支給事務	
			特別障害者手当等支給事務	
			障害福祉サービスの支給・障害程度区分の認定・地域相談支援給付・計画相談支援給付の支給・補装具費の支給に係るサービスの支給に関する事務	
			地域生活支援事業に係るサービスの支給に関する事務	
			やむをえない事由による措置に関する事務（知的障害）	
	やむをえない事由による措置に関する事務（身体障害）			
	障害者更生相談所	身体障害者手帳交付事務		
	健康部	健康医療推進課	各種健（検）診事務	
		精神保健課	精神障害者保健福祉手帳交付事務	
			自立支援医療費（精神通院）支給認定事務	
	保健所	保健医療課	措置診察事業	
			小児慢性特定疾患治療研究事務	
特定医療費の支給に関する事務				
感染症対策課		原子爆弾被爆者に関する事務		
		予防接種事務		
		結核医療費公費負担事務		
子ども青少年局	子ども育成課	感染症患者医療費公費負担事務		
		自立支援医療費（育成医療）給付事業		
		未熟児養育医療給付事業		
		結核児童療育給付事業		
	子ども青少年育成部	子ども家庭課	妊婦・乳児一般健康診査、乳児健康診査	
			障害児通所給付費等支給事務	
			障害児入所給付費等支給事務	
			里親認定登録事務	
			子育て短期支援事務	
			児童手当支給事務	
			助産施設における助産の実施	
			母子生活支援施設における保護の実施	
			児童扶養手当の支給に関する事務	
			母子（父子）寡婦福祉資金貸付金事務	
母子（父子）家庭等日常生活支援事務				
堺市高等職業訓練促進費給付金・自立支援教育訓練給付金事務				
保育部	保育運営課	保育所入所・保育料決定・保育料徴収事務		
		保育所入所措置事務		
		独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務		
子ども相談所	子ども相談所	児童養護施設等入所措置及び入所者負担金の認定事務		
建設都市局	住宅部	住宅管理課	市営住宅管理事務	
		住宅改良課		
教育委員会事務局	学校管理部	保健給食課	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務	
		学務課	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務	
	地域教育支援部	放課後子ども支援課	市立幼稚園児管理事務	
			高等学校就学支援金申請受付事務	
			放課後児童対策事業（のびのびルーム） 放課後子どもプランモデル事業（堺っ子くらぶ） 堺市美原放課後児童健全育成児童会事業（美原児童会）に関する事務	
農業委員会事務局			農業者年金受託事務	

・網掛け部分は、取扱者数30万人以上の全項目評価対象事務 7事務

※現在、国から政省令が一部しか提示されていないため、今後、記載の対象事務に増減が生じる場合があります。

「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」のパブリックコメントの実施について

1 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の概要

（1）マイナンバー制度

- 平成25年5月31日に公布された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」に基づき、国民の利便性の向上、行政運営の効率化などをめざし、導入される制度です。

（2）特定個人情報保護評価

- 市民が安心・信頼できるマイナンバー制度の構築のため、特定個人情報(個人番号を含む個人情報)が記録される情報システムのデータファイル(特定個人情報ファイル)を各業務で利用する前に、個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減するための適切な措置を予め講ずることを目的に、特定個人情報保護評価(以下「評価」という。)を実施します。
- 評価は、特定個人情報保護委員会(国の三条委員会)規則に定められた評価書に基づき、特定個人情報ファイルを利用する事務ごとに実施します。

（3）特定個人情報保護評価（全項目評価書）の手続き

- 30万件を超える特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(以下「評価書」という。)を作成します。
- 評価書に記載する特定個人情報保護等の内容を公表して、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言するとともに、市民の意見を募集します(パブリックコメント)。
- 市民の意見を反映した評価書を、さらに堺市個人情報保護審議会で点検を受け、評価書は完成し、評価書を特定個人情報保護委員会へ提出・市HPへ掲載することで、評価の完了となります。

2 評価書のパブリックコメント実施スケジュール（予定）

時 期	内 容
平成26年11月中旬～12月中旬	住民基本台帳事務評価書パブリックコメント実施
平成26年12月～平成27年1月頃	地方税事務評価書パブリックコメント実施
平成27年2月～4月頃	国民健康保険等社会保障関係事務（5事務） 評価書パブリックコメント実施

3 評価実施後の再評価等

特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合は、再評価を実施します。

また、1年ごとに評価書記載事項の確認・修正を行い、5年ごとに再評価を実施します。

社会保障・税番号制度導入に向けたスケジュール

